

## 所長メッセージ

今年は桜の開花も早く、あっという間に新緑が眩しい季節となりましたが、皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか？

先日、『小さな会社の稼ぐ技術』（栢野克己著 日経BP社）という書籍を読みました。ランチェスター経営『弱者の戦略』を活用して成功した会社の事例を紹介する内容でしたが、久々にランチェスター経営に触れ、改めて中小企業の経営に取り入れる必要性が高いと感じました。

「商品やサービスをどこで買うかは顧客が決めます。自分の会社の商品やサービスを選んでもらえるようになるためには、**自社の商品・地域・客層を、自社・顧客・競争相手の3方向から客観的に分析し、自社が勝てる部分=顧客から選ばれるポジションはどこかを知る必要がある**」。同業者が沢山いる中で、自社は「何をどこで誰に売るのか」。選ばれるために、**多くを捨てて何かに絞る勇気が必要であるとともに、本業の商品を売り込むのではなく、お客様が抱えている困り事の解決のお手伝いをする**ことに力を尽くすことが、**実は回り道のように見えて自社の成長発展への一番の近道である**と書かれていました。

私どもも皆様の困り事を解決できるよう努めて参りたいと思います！（浅野）。

## 自社株の贈与に係る贈与税が全額納税猶予！？事業承継税制が大きく拡充！

平成30年度税制改正により特例事業承継税制が創設され、一定の手続きによって一括で贈与等をした非上場株式等の贈与税額が全額納税猶予されることとなりました。また贈与した先代経営者の死亡の際には贈与時の評価額が相続税の課税対象とされますがこれも全額納税猶予されることとなりました。主な改正内容は以下のとおりです。

項目	現行	特例制度
対象株式	発行済議決権株式総数の2/3	全株
相続時の猶予対象評価額	80%	100%
雇用確保要件	5年平均80%維持	実質撤廃
贈与等を行う者	先代経営者のみ	複数株主
後継者	後継経営者1人のみ	後継経営者3名まで
相続時精算課税	推定相続人等後継者のみ	推定相続人等以外も適用可
承継計画の提出	不要	要
承継計画の提出期間	-	平成30年4月1日から5年間
贈与等の期間	なし	平成30年1月1日から平成39年12月31日まで

今回拡充された特例を適用するにあたっては、**今後5年以内に認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて特例承認計画を作成して都道府県に提出し、計画的に承継を行う**必要があります。また、提出期間は5年間に限られていますので、すぐに非上場株式等を後継者に贈与する予定がなくても、まずは計画を提出しておくということもできます。（計画提出後、贈与しない場合でも罰

則はありません)。弊所も経営革新等支援機関の認定を受けておりますので、この制度の詳細につきましては弊所スタッフにお問い合わせください(中嶋)。

## 協会けんぽの保険料率にインセンティブ制度が導入されます!

協会けんぽは、平成30年度より加入者・事業主の取り組みによって保険料率に差をつける「インセンティブ制度」の開始を決定しました。協会けんぽの保険料率は都道府県ごとに決められており、現状でも地域に依りて差があります。その上で、今後さらに格差が拡大する可能性があります。

特定健診・保健指導の実施率やジェネリック医薬品の使用割合などの評価指標に基づき全支部をランキングづけし、ランキングで上位過半数に該当した支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって保険料率を引き下げます。評価指標は5項目あります。

### ①特定健診等の受診率

- 協会けんぽの生活習慣病予防健診(被保険者の方)、特定健診(被扶養者の方)の受診率。
- 労働安全衛生法に基づく定期健診を実施されている事務所は、協会けんぽ加入者の方(40歳以上)の当該結果を協会けんぽに提供。

### ②特定保健指導の実施率

- 健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導を利用する。

### ③特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組む。

### ④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率

- 生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者(再検査含む)」の判定を受けた方は、必ず医療機関へ受診する。

### ⑤後発医薬品の使用割合

- 薬局でお薬を受け取る際は積極的に「ジェネリック医薬品」を選択する。

岐阜支部の平成28年度の実績に基づいて試算した結果、インセンティブは得られませんでした。標準報酬月額28万円の場合、ランキング1位の島根支部との差は年間約5,000円です。平成30年度の結果は、平成32年度の健康保険料率に反映されます。

一人一人の取り組みにより、健康保険料率が引き下げられる良い機会です。これを機に生活習慣を見直し、健康に過ごしていけると良いですね(吉田)。

**ひとりごと** 木々の芽吹きに春の気配を感じる季節となり、皆様におかれましても、ご家族が新たなライフステージを迎えた方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか。

厚労省が作成・公表している平成28年簡易生命表によると、日本人の平均寿命は男性が80.98年、女性が87.14年と過去最高を更新し、また、国連の推計によれば、日本の100歳以上の人口は2050年までに100万人を突破する見込みだそうです。長寿化が進めば必然的に生前の生活に必要な資金が増えます。国の年金への不安が高まる中、それを確保するために働く期間が延びたり、介護状態になるなどして自分で生活資金を確保できなくなった場合のために生命保険等に加入する必要性も高まりました(大同生命の介護リリースお勧めです!)

急速なテクノロジーの進歩により労働市場は激変し、これまでの世代で常識とされていたキャリアや人生の選択が当たり前ではなくなると予想されています。自身や家族が岐路に立つ際に、長い人生において様々な変化を主体的に選択できるよう、どのような人生を送りたいか、何を成し遂げたいのかを明確にしておかなければならない、と感じました(林)。